

群馬県宗教法人事務処理要領

第1 目的

この要領は、群馬県知事（以下「知事」という。）が宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）の規定により処理する、規則の認証、事務所備付け書類、各種届出等の手続きに関し必要な事項を定め、もって当該事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

第2 規則の認証

- 1 宗教法人を設立しようとする者は、法第12条に掲げる事項を記載した規則を作成し、知事の認証を受けなければならない。
- 2 宗教法人設立のための規則の認証申請（以下「認証申請」という。）は、申請書に規則2通及び添付書類を添えて、知事に提出しなければならない（法第13条）。

認証申請に関する書類は、次のとおりである。

書 類 名	
1	宗教法人規則認証申請書（様式第1号）
2	宗教法人規則 ※2通（1通は、認証後申請者の保管用となる。）
3	宗教団体であることを証する書類
	宗教団体証明書（様式第2号）
	境内建物明細書（様式第3号）
	境内地明細書（様式第4号）
	境内建物平面図（各階の間取りや出入り口などの配置を示したもの）
	境内地平平面図（面積や位置を表示する図面で、土地利用の状況（境内建物の配置）を示したもの）
	公図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図及び同法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）
	土地、建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
	使用承諾書（様式第5号）
	寄附証書（様式第6号）
	財産目録（様式第7号）
	収支計算書（様式第8号） ※過去3年分
4	宗教法人の設立の手続を開始する旨の公告をしたことを証する書類
	公告確認書（様式第9号）
	宗教法人設立公告（様式第10号）（写し）
	掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真
5	申請者が宗教団体の代表権を有することを証する書類
	申請者身分証明願（様式第11号）
6	代表役員及び責任役員就任受諾書（様式第12号）

7	代表役員及び責任役員に就任することを予定している者が法第22条に規定する欠格事由に該当しないことを証する市町村長の証明
	身分証明書（様式第13号）
8	宗教法人設立決議録（様式第14号）（写し）
9	包括団体承認書（様式第15号）
10	公益事業等の事業内容を明らかにすることができる書類（事業を行おうとする場合のみ）
11	その他知事が必要とする書類

（注）「写し」には、代表役員が原本と相違ないことを証明する旨を記載し、押印する。

- 3 知事は、認証申請を受理した場合において、審査に必要な書類が形式的に整っていると判断した時に、申請者に対し、受理の日を付記した書面で通知する。
- 4 知事は、認証申請を受理した日から3月以内に認証の可否を決定し、申請者に対し、認証したものについては、認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができないものについては、その理由を附記した書面で通知する（法第14条第4項）。
- 5 知事は、認証に関する決定にあたって、次の要件をすべて満たすと認められる場合に、宗教法人規則を認証し、いずれか一つでも満たさないと認められる場合は、認証しないものとする（法第14条第1項）。

(1) 当該団体が「宗教団体」であること

「宗教団体」とは、法第2条で定義する宗教団体であり、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体としての実体を有し、社会通念上他の個人又は団体とは区別された独自の活動を行っている団体をいう。

したがって、知事は、認証申請に係る団体（以下「当該団体」という。）が宗教団体であるか否かについては、宗教団体の特性や多様性を考慮し、次の観点から総合的に判断する。

ア 当該団体が法第2条に規定する主たる目的たる宗教活動を行っているか否かについて
宗教団体であることを証する書類として、活動実績の一覧（パンフレット、日誌、出納簿、儀式行事の記録等）を求め、これを客観的に証明する写真等により確認する。

イ 信者及びいわゆる宗教教師の存否について

宗教団体であることを証する書類として、次の書類を求め、適切な方法により確認する。

(ア) 宗教上の中心となる人の存在に関する書類

独立した法人格を取得しようとする以上、専任の教師、神官、僧侶など教義をひろめ、信者を教化する宗教上の中心人物の宗教上の経歴等を確認する。

(イ) 信者名簿

信者の育成教化を目的とする宗教団体の本質上及び法人の活動基盤の確立の観点から、信者の数は、少なくとも100人以上必要である。

ウ 宗教団体としての実体について

次の事務運営、経理及び財産の状況について調査し、確認する。

(ア) 事務運営について

申請に係る宗教法人規則案以外に、当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理に

関する規程類があれば、これに従って運営がなされているかどうかを調査する。

また、宗教団体の役員会等の開催状況を証する書類を確認する。

(イ) 経理について

収支予算書及び収支決算書の提出を求め、その真実性ととも、予算の執行が他と区別された独立した経済主体として行われているかどうかを調査する。

(ウ) 財産の状況について

直近の財産目録を求め、礼拝の施設に係る不動産などの財産が、他と分離独立した当該団体自身のものであるかどうかを調査する。

土地及び建物の登記事項証明書を徴し、現在の所有者を把握するとともに、当該土地及び建物は、宗教法人設立後、それぞれの所有者から法人に対して寄附してもらうことを確認する。また、土地については、農地転用等の許可等を受けているか、抵当権の対象となっていないのかも調査する。

あわせて、財産的基盤が確保されているかどうかを確認し、団体の永続性についても検討する。

エ 礼拝施設の確認について

礼拝施設の図面及び現況写真（祭壇等内部の礼拝の対象物及び外から見た建物の全景写真）を徴し、必ず現地において礼拝施設を備えていることを確認する。

オ 団体の永続性を見極めるための実績期間について

法第2条に規定する「宗教団体」として、アからエまでのすべての要件を具備した時点を起算点とし、起算点以後3年間以上の活動実績を求め、宗教法人格を付与するにふさわしい実体のある宗教団体であることを確認する。

(2) 申請に係る規則が宗教法人法その他の法令の規定に適合していること

申請に係る規則については、全体にわたって法令適合性を審査するが、特に次の点を留意する。

ア 責任役員に就任を予定されている者が3人以上いるか（法第18条第1項）。

イ 代表役員その他の役員について、欠格事由に該当している者がいないか（法第22条）。

ウ 公益事業その他の事業を行う場合、次の点を審査する（法第6条）。

- ・ 公益事業その他の事業が宗教法人の目的に反しないか。
- ・ その事業の規模が過大である等により宗教団体の目的からみて適正さを欠かないか。
- ・ 収益事業にあつては、特に、その規模が本来の宗教活動に要する費用を賄うのに必要な程度であり、かつ、その収益の用途が適正か。

(3) 当該設立の手續が法第12条の規定に従ってなされていること

特に次の点を留意する。

ア 宗教法人規則案の関係者に対する周知は、十分であるか。

- ・ 規則案は、認証申請する1月以上前に、信者その他利害関係人に要旨を知らせなければならない、宗教法人になろうとする旨を機関紙、掲示板その他適切な方法で公告しなければならない（法第12条第2項及び第3項）

6 宗教法人は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する（法第15条）。

7 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から2週間以内にしなければな

らない（法第52条）。登記終了後は、遅滞なく宗教法人登記完了届（様式第16号）に登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない（法第9条）。

第3 役員

役員を選任について留意すべき事項は、次のとおりである（法第18条～第22条）。

- 1 宗教法人には、3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。代表役員は、規則に別段の定めがなければ、責任役員の互選によって定める。
代表役員の権限は、宗教法人を代表し、その事務を総理するものとし、責任役員は、規則の定めにより宗教法人の事務を決定する権限を持つものである。ただし、これら役員が宗教法人の事務に関する権限は、これら役員が宗教上の機能に対する支配権その他権限を含むものではない（法第18条）。
- 2 責任役員を選任にあたっては、法人の運営が公正に行われるよう、親族のうち一定の範囲内にある者（例えば、配偶者及び三親等以内の親族）が一定の割合を超えて含まれることとならないようにすることが望ましい。
- 3 代表役員又は責任役員が欠けた場合等の代務者（法第20条）は、あくまでも臨時的なものであるため、代務者を選任した後遅くとも6月以内には正規の代表役員又は責任役員を補欠選任すべきである。
- 4 代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表役員としての権限を行使することが禁じられている。この場合においては、規則の定めるところによって仮代表役員を選ばなければならない。
責任役員についても、その個人と特別の利害関係がある事項については、議決権を行使することができない。この場合議決に必要な責任役員の定足数に不足を生ずるときは、その不足を補う数以上の仮責任役員を選ばなければならない（法第21条）。
- 5 未成年者は、役員となることができない。成年被後見人、被保佐人及び禁錮以上の刑を受け、その執行中の者も同様であり、役員に就任した後に、これらに該当することとなった場合は、その時点で資格を失うものである（法第22条）。
- 6 代表役員は、役員を任命、選定又は選任する場合は、任命書（様式第17号）又はこれに準ずる様式による書面を交付し、その写しを保管し、任命等の事跡を明らかにしておく必要がある。
- 7 代表役員の変更の登記をした場合には、登記完了後遅滞なく代表役員変更届（様式第18号）に登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない（法第9条）。

第4 財産目録等の作成、事務所備付け書類の写しの提出等

- 1 宗教法人は、その設立（合併による設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後3月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない（法第25条第1項）。
- 2 宗教法人は、次に掲げる書類及び帳簿を常に整備し、備えなければならない（法第25条第2項）。これらの様式については、各宗教法人の実情に即した様式を創意工夫して使用するものとする。
 - (1) 宗教法人規則及び認証書
 - (2) 役員名簿（様式第19号～第21号）

- (3) 財産目録（様式第22号）及び収支計算書（様式第25号）並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表（様式第26号）
- (4) 境内建物（財産目録に記載されない境内建物）に関する書類（様式第37号）
- (5) 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類（様式第38号）及び事務処理簿（様式第39号）
- (6) 法第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類（様式第40号）
- 3 前記2の書類及び帳簿については、信者その他の利害関係人（正当な利益があり、かつ、当該閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められる者）から請求があったときは閲覧対象になる（法第25条第3項）。
- 4 宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合に限る。）、境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類、法第6条の事業に関する書類（事業を行う場合に限る。）の写しを所定の様式（様式第44号）に添えて知事に提出しなければならない（法第25条第4項）。これを怠ると10万円以下の過料に処せられる（法第88条第5項）。
- 5 事務所備付け書類と知事に提出する書類については、次のとおりである。

	書類（帳簿）名	事務所に備え付ける書類	知事に提出する書類（左の写し）
1	宗 教 法 人 規 則	○	—
2	宗 教 法 人 規 則 の 認 証 書	○	—
3	役 員 名 簿	○	○
4	財 産 目 録	○	○
5	収 支 計 算 書	□ ※1	□ ※1
6	貸 借 対 照 表	□ ※2	□ ※2
7	境 内 建 物 に 関 す る 書 類 （財産目録に掲載されない境内建物）	□ ※3	□ ※3
8	責 任 役 員 会 そ の 他 の 議 事 録	○	—
9	事 務 処 理 簿	○	—
10	公 益 事 業 、 収 益 事 業 に 関 す る 書 類	□ ※4	□ ※4

※1 公益事業以外の事業を行っていない宗教法人で、1年間の収入の額が8,000万円以内の宗教法人については、当分の間、収支計算書の作成義務が免除される（法附則第23項）。ただし、宗教法人の規則で収支計算書を作成することとしている場合には、事務所に備え付け、その写しを知事に提出する。

※2 貸借対照表を作成している場合には事務所に備え付け、その写しを知事に提出する。

※3 賃貸借契約等により借りている境内建物で、財産目録に記載されていないものがある場合に作成し、事務所に備え付け、その写しを知事に提出する。

※4 公益事業や収益事業を行っている場合に作成し、事務所に備え付け、その写しを知事に提出する。

- 5 知事は、提出期限までに提出されるべき書類の提出がない場合には、当該法人及び代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人に対して督促を行い、相当期間経過後も提出がない場合には、裁判所に対して過料事件通知書を送付する。

第5 規則の変更

- 1 宗教法人が規則を変更しようとするときは、規則で定める手続（規則に定めがない場合は責任役員会議決（法第19条））をし、その規則の変更について知事の認証を受けなければならない（法第26条）。
- 2 被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、変更認証申請の少なくとも2月前に、規則の変更案の要旨を公告しなければならない。この場合においては、公告の前後において、次の区分による手続をしなければならない（法第26条）。
 - (1) 被包括関係設定の場合は、規則変更案の公告前に、被包括関係が生ずべき宗教団体の承認を受けること。
 - (2) 被包括関係廃止の場合は、規則変更案の公告と同時に被包括関係の宗教団体に対し、その関係廃止の旨を通知すること。
- 3 規則変更認証申請（以下「変更認証申請」という。）は、申請書及び変更しようとする事項を示す書類2通に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない（法第27条）。
変更認証申請に関する書類は、次のとおりである。

書 類 名	
1	宗教法人規則変更認証申請書（様式第45号）
2	変更しようとする事項を示す書類 宗教法人規則変更事項（新旧対照表）（様式第46号） ※2通（1通は、変更認証後申請者の保管用となる。）
3	規則変更理由書（様式第47号）
4	規則で定める手続を経たことを証する書類 責任役員会議録（写し） その他の機関の議事録（写し）又は同意書（写し）（規則で定めている場合のみ） 包括団体の承認書（写し）（規則で定めている場合のみ）
5	事務所所在地の変更の場合（※1） 境内地、境内建物明細書 公図 境内地平図（面積や位置を表示する図面で、土地利用の状況（境内建物の配置）を示したもの） 境内建物平面図（各階の間取りや出入り口などの配置を示したもの） 土地、建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 寄附証書（写し）、売買契約書（写し）等 現地の写真 位置図、案内図

6	公益事業、その他の事業を行う場合
	事業概要書及び事業計画書
	許認可又は届出関係書類（写し）
	会計説明書類（事業用財産の財産目録、貸借対照表及び損益計算書）
	土地、建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
	売買契約書（写し）、賃貸借契約書（写し）等
	境内地、境内建物の目的外使用等、法第23条に該当する場合のみ
	公告確認書
	公告文（写し）
	掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真
7	被包括関係の設定、又は廃止の場合
	公告確認書
	被包括関係の設定・廃止公告（様式第48号）（写し）
	掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真
	被包括関係を設定する場合は、包括団体の承認書（写し）
	被包括関係を廃止する場合は、被包括関係廃止通知書（様式第49号）（写し）
8	関連する許認可等があれば、それを証する書面（写し）
9	現行の宗教法人規則（写し）
10	その他知事が必要とする書類

- (注) 1 「写し」には、代表役員が原本と相違ないことを証明する旨を記載し、押印する。
- 2 住居表示の実施に伴い宗教法人の主たる事務所等の所在地が変更になった場合には、規則変更の認証申請の手続きは要しない。この場合には、所在地変更届（様式第50号）に登記事項証明書及び宗教法人規則変更事項（様式第46号）を添えて知事に提出すれば足りる。
- 4 知事は、変更認証申請を受理した場合において、審査に必要な書類が形式的に整っていると判断した時に、申請者に対し、受理の日を付記した書面で通知する。
- 5 知事は、規則変更申請を受理した日から3月以内に認証の可否を決定し、申請者に対し、認証したものについては、認証書及び認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類を交付し、認証できないものについては、その理由を附記した書面で通知する（法第28条）。
- 6 規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付によって効力を生じる（法第30条）。
- 7 規則の変更に伴い登記事項に変更が生じた場合には、登記完了後遅滞なく、宗教法人登記完了届（様式第16号）に登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない（法第9条）。

第6 合併

- 1 宗教法人の合併とは、2つ以上の宗教法人が1つの宗教法人となることをいう（法第32条）。
合併の方法としては、2つ以上の宗教法人のうち、1つの宗教法人が存続し、他の宗教法人は解散し消滅する方法（以下「吸収合併」という。）と、2つ以上の宗教法人が合併によって新たな宗教法人を設立し、従前の法人は、いずれも解散し消滅する方法（以下「新設合併」という。）の2つがある。

- 2 宗教法人の合併に際しては、合併契約の案の作成、信者その他利害関係人等に対する公告、規則の変更又は作成、被包括関係の設定又は廃止に対する対応等、規則の規定を遵守して、次の手続きを進める必要がある（法第33条～第38条）。
- (1) 責任役員会で合併の決議をする（規則において、その他の議決・諮問機関や包括宗教団体の承認を得る旨の定めがあれば、その承認を得る。）。
 - (2) 合併しようとする各宗教法人が、信者その他利害関係に対し、合併契約案の要旨を公告（様式第54号、様式第55号）する。
 - (3) 前記(2)の公告した日から2週間以内に財産目録及び法第6条の規定による事業を行う場合は、その事業に係る貸借対照表を作成する。
 - (4) 前記(2)の公告をした日から2週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内（公告の日から2月以上で定める。）に、異議を申し出るよう公告（様式第58号、様式第59号）する。また、確認されている債権者に対しては、個別に異議の有無を確認する。
 - (5) 前記(4)の公告の結果、異議のある債権者には、債務を弁済をし、若しくは担保の提供又は弁済を目的として信託業務を行う金融機関に財産の信託を行う。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りではない。
 - (6) 規則の変更又は作成を伴う場合は、次の手続きが必要になる。
 - ア 吸収合併の場合に、合併に伴い規則の変更を必要とするときは、合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手続きをしなければならない。
 - イ 新設合併の場合には、各法人から選任された者が共同して新設する宗教法人規則を作成し、合併認証申請の少なくとも2月前に、信者その他利害関係人に対し、作成した規則の案の要旨を示して、合併によって宗教法人を設立しようとする旨を公告しなければならない（この公告は前記(2)又は後記(7)ウの公告とあわせて行ってもよい。その場合は、合併しようとする宗教法人と各宗教法人が選任した者とは共同で行うものとする。）。
 - (7) 被包括関係を設定又は廃止を伴う場合は、次の手続きが必要になる。
 - ア 合併に伴い、新たに包括宗教団体と被包括関係の設定をしようとする場合には、合併認証申請の前に包括宗教団体の承認を受けなければならない。
 - イ 合併に伴い、被包括関係を廃止しようとする場合には、公告と同時に包括宗教団体に対し、被包括関係を廃止しようとする旨を通知しなければならない。
 - ウ 被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、合併認証申請の少なくとも2月前に、信者その他利害関係人に対し、当該規則の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない（この公告は前記(2)又は(6)イの公告とあわせて行ってもよい。）。
- 3 合併しようとする各宗教法人は、法及び規則で定める手続（規則に定めがない場合は、責任役員会の議決（法第19条）をした後、合併契約を締結し、その合併について知事の認証を受けなければならない（法第33条））。
- 4 合併認証申請は、合併しようとする各宗教法人の連名により行うものとし、申請書に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない（法第38条）。
- 合併認証申請に関する書類は、次のとおりである。

書 類 名	
1	宗教法人合併認証申請書（様式第51号、様式第52号）
2	合併理由書
3	合併契約書（写し）
4	合併の決定について規則で定める手続（規則に定めがない場合は、責任役員の議決）を経たことを証する書類（規則変更の場合に準ずる。）
	責任役員会議事録（写し）
	その他の機関の議事録（写し）又は同意書（写し）
	包括宗教団体の承認書（写し）
5	合併契約の案の要旨を公告したことを証する書類
	公告確認書（様式第53号）
	宗教法人合併公告（様式第54号、様式第55号）（写し）
	掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真
6	財産目録（公告の日から2週間以内に作成したもの）、貸借対照表（事業を行う場合のみ）を作成したことを証する証明書（様式第56号）
7	債権者に対する公告・催告をしたことを証する書類
	債権者に対する公告
	公告確認書（様式第57号）
	宗教法人合併公告（様式第58号、様式第59号）（写し）
	掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真
	知っている債権者に対する催告（債権者に関する証明書）（様式第60号）
	異議を申し述べた債権者に対する弁済（債務の弁済を行ったことを証する書類）（写し）
8	吸収合併のうち、規則変更を伴う場合
	規則で定める手続を経たことを証する書類（規則変更の場合に準ずる。）
	新設合併の場合には、各宗教法人が選任した者が共同して規則を作成したことを各宗教法人において証明した書類等
9	新設合併の場合
	設立する団体が宗教団体であることを証する書類（設立の場合に準ずる。）
	公告確認書（様式第9号）
	宗教法人設立公告（様式第10号）（写し）
	掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真
10	被包括関係の設定又は廃止を伴う場合
	公告確認書
	被包括関係の設定・廃止公告（様式第48号）（写し）
	掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真
	被包括関係を設定する場合は、包括団体の承認書（写し）
	被包括関係を廃止する場合は、被包括関係廃止通知書（様式第49号）（写し）
11	現行の宗教法人規則（写し）
12	その他知事が必要とする書類

- (注) 1 「写し」には、代表役員が原本と相違ないことを証明する旨を記載し、押印する。
- 2 合併についての異議申立てがあった場合には、異議申立て理由の解消後に、認証申請を行うこと。
- 3 合併認証の申請は、他の都道府県にある宗教法人が合併する場合には、合併後存続することとなる宗教法人又は合併により新設される宗教法人が知事所轄の法人となる場合に限り、知事に申請するものとする。
- 5 知事は、合併認証申請を受理した場合において、審査に必要な書類が形式的に整っていると判断した時に、その受理の日を附記した書面で通知する。
- 6 知事は、規則変更申請を受理した日から3月以内に認証の可否を決定し、認証したものについては認証書及び認証した旨を附記した規則（規則の変更に係る場合を除く。）を申請者に交付し、認証できないものについては、その理由を附記した書面で通知する（法第39条）。
- 7 宗教法人の合併は、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人が、その主たる事務所の所在地において、登記をすることによってその効力を生じる（法第41条）。
- 8 宗教法人が合併するときは、認証書の交付を受けた日から2週間以内に、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については合併の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない（法第56条）。また、登記完了後遅滞なく、宗教法人合併登記完了届（様式第61号、様式第62号）及び宗教法人解散登記完了届（様式第63号）に、それぞれの法人の登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない（法第9条）。

第7 解散

- 1 宗教法人は、自らの意思により解散する任意解散と、次の法定事由の発生に伴い解散する法定解散とがある（法第43条）。
- (1) 規則で定める解散事由の発生
 - (2) 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）
 - (3) 破産手続開始の決定
 - (4) 知事の認証の取消し（宗教法人の設立又は合併を認証した後1年以内に、その申請手続が違法であったことが判明したときは、その認証を取り消すことができる。法第80条）
 - (5) 裁判所の解散命令（法第81条第1項）
 - (6) 宗教団体を包括する宗教法人にあっては、その包括する宗教団体の欠亡
- 2 宗教法人の任意解散の際には、規則の規定を遵守して、次の手続を進める必要がある。
- (1) 責任役員会で解散を議決する（規則に他の機関の議決や包括宗教団体の承認を要する旨を定めている場合は、これらの議決又は承認を得る。）。
 - (2) 宗教法人の解散について、信者その他利害関係人に対し、解散に意見があれば一定の期間内（公告の日から2月以上で定める。）に申し述べるよう公告しなければならない。
 - (3) 前記(2)の公告の結果、解散について、信者その他利害関係人が意見を述べたときは、解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。
- 3 任意解散しようとする各宗教法人は、法及び規則で定める手続（規則に定めがない場合は、責任役員会の議決（法第19条）をした後、その解散について知事の認証を受けなければならない（法第44条））。

- 4 解散認証申請は、申請書に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない(法第45条)。
解散認証申請に関する書類は、次のとおりである
- (1) 宗教法人解散認証申請書(様式第64号)
 - (2) 解散理由書
 - (3) 解散の決定について、規則で定める(定めのないときは宗教法人法第19条の規定による)手続を経たことを証する書類(責任役員会議事録、総代会等の同意書、包括団体の承認書等)
 - (4) 信者その他利害関係人に対して公告をしたことを証する書類(公告確認書、宗教法人解散公告(様式第65号)(写し)、掲示による公告の場合は掲示状況を示す写真、意見の申述の有無を証する書面)
 - (5) その他
- 5 知事は、解散認証申請を受理した場合において、審査に必要な書類が形式的に整っていると判断した時に、当該申請者に対し、受理の日を附記した書面で通知する。
- 6 知事は、解散認証申請を受理した後、審査のうえ手続が適法になされたと認めたときは認証を決定し、申請者に対し認証書を交付する(法第46条)。
- 7 任意解散は、認証書の交付によって効力を生じる(法第47条)。
- 8 清算人は、解散の認証書の交付を受けた日から2週間以内に、宗教法人の解散及び清算人就任の登記をしなければならない(法第53条、第57条)。また、登記完了後遅滞なく、解散及び清算人就任登記完了届に登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない(法第9条)。

第8 清算

- 1 宗教法人が解散したときは、通例として、代表役員又はその代務者が清算人となるが、次の者が清算人となることがある(法第49条)。
- (1) 規則の定めにより清算人に指定された者
 - (2) 解散に際し、特に選任された者
 - (3) 裁判所が選任する者(知事の認証の取消し又は裁判所の解散命令があった場合)
- (注) 未成年者は、清算人となることができない。
- 成年被後見人、被保佐人及び禁錮以上の刑を受け、その執行中の者も同様であり、清算人に就任したのちに、これらに該当することとなった場合は、その時点で資格を失うものである。
- 2 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定の場合を除くほか、規則で定めるところに従うのが原則であるが、規則に特段の定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のために財産を処分することができる。
- なお、これらで処分されない財産は、国庫に帰属する(法第50条)。
- 3 清算人は、清算結了後2週間以内に清算結了の登記をしなければならない(法第58条)。
また、登記完了後遅滞なく、清算結了届に登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

第9 報告及び質問

知事は、宗教法人について法第78条の2第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めるときは、宗教法人法を施行するために必要な限度において、当該宗教法人に対し報告を求め、代表役員等関係者に質問することができる。この場合当該宗教法人の代表役員等関係者の同意を得て、施設に立入ることができる（法第78条の2）。

第10 公益事業以外の事業の停止命令

知事は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について、法第6条第2項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、一年以内に限りその事業の停止を命ずることができる（法第79条）。

第11 解散命令

宗教法人について次のいずれかに該当すると認めるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所は、知事、利害関係人若しくは検察官の請求又は職権で、解散命令を出すことができる（法第81条）。

- (1) 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- (2) 法第2条に規定する宗教団体本来の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は1年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。
- (3) 宗教法人が法第2条第1号に該当して礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する宗教団体である場合は、その礼拝施設が滅失し、やむを得ない理由がないのに、その滅失後2年以上にわたってその施設を備えないこと。
- (4) 1年以上にわたって代表役員又はその代務者を欠いていること。
- (5) 設立又は合併の認証書を交付した日から1年を経過した後に、その団体が適法な宗教団体でないことが判明したこと。

(注) 認証後1年以内であるときは、知事が認証を取り消す。

第12 罰則

次のいずれかに該当する場合は、その事件の当面の責任者として、代表役員、代表役員代務者、仮代表役員又は清算人は、10万円以下の過料に処される。

なお、宗教法人の設立に当たって、不実の記載をした認証申請書類を知事に提出した場合は、その団体の代表者は、10万円以下の過料に処される（法第88条、第89条）。

- (1) 所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付して法の規定による認証の申請をした場合
- (2) 登記に関する届出を怠り、又は虚偽の届出をした場合
- (3) 財産の処分等に当たり、その公告をしなかった場合
- (4) 財産目録等の作成若しくは備付けを怠り、又はそれらの書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 所轄庁へ提出すべき事務所備付け書類の写しの提出を怠った場合
- (6) 宗教法人が債務超過になった場合において、破産手続開始の申立てをしなかった場合
- (7) 清算人が債権者の申出を求める旨の公告をせず、又は破産の公告をしなかった場合
- (8) 解散及び清算についての裁判所の監督、検査の権限を無視し、その検査を妨げた場合
- (9) 法に定められた必要な登記をすることを怠った場合

- (10) 公益事業以外の事業の停止命令等に関し、所轄庁の求めに応じて報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は職員の質問に答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合
- (11) 公益事業以外の事業の停止命令に違反して事業を行った場合

第13 宗教法人の登記

法人の設立、規則の変更等で登記事項に変更が生じた場合、登記終了後遅滞なく宗教法人登記完了届（様式第16号、様式第18号、様式第61号～第63号）に登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

なお、宗教法人の登記事項には、次のものがある（法第52条～第69条）。

1 設立登記（法第52条）

宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から2週間以内に、事務所の所在地においてしなければならない。

従たる事務所がある場合は、上記の登記後2週間以内にその所在地において登記しなければならない。設立登記における登記事項は、次のとおりである。

- (1) 目的（法第6条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）
- (2) 法人の名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- (5) 基本財産の総額
- (6) 代表役員の氏名、住所及び資格
- (7) 境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物の処分若しくは担保に供することに関して規則に定めた場合には、その事項
- (8) 規則で解散の事由を定めた場合には、その事項
- (9) 公告の方法

2 その他各種の登記について、その法定手続期間、登記場所及び登記事項等について、次のとおりである。

(1) 従たる事務所の新設の登記（法第53条、第59条）

ア 主たる事務所の所在地において、2週間以内に、従たる事務所の新設の登記をする。

イ 新設された従たる事務所所在地においては、3週間以内に、設立時の登記と同じ事項を登記する。

(2) 事務所の移転の登記（法第54条）

ア 主たる事務所の移転は、2週間以内に旧所在地において事務所の所在地の移転登記をする。新所在地においては、設立時の登記と同じ事項を登記する。

イ 従たる事務所の移転は、3週間以内に旧所在地において事務所の所在地の移転登記をする。新所在地においては、4週間以内に設立時の登記と同じ事項を登記する。

（注）同一登記所管内での移転の場合は、移転登記だけでよい。

(3) 登記事項変更の登記（法第53条）、合併の登記（法第57条）、解散の登記（法第58条）及び清算終了の登記（法第60条）については、次の表に示すとおりである。

種 別	登記場所	法定期間	登記事項	
登 記 事 項 変 更 の 登 記	主たる事務所の所在地	認証書の交付があるものについては、その交付を受けた日から 2週間以内	変更事項を登記する。	
	従たる事務所の所在地	同上 3週間以内	変更事項を登記する。	
合 併 の 登 記	主たる事務所の所在地	認証書の交付を受けた日から 2週間以内	合併後存続するものは変更の登記を、解散するものは解散の登記を、設立するものは設立時の登記事項を登記する。	
	従たる事務所の所在地	同上 3週間以内		
解 散 の 登 記	任 意 解 散	主たる事務所の所在地	認証書の交付を受けた日から 2週間以内	解散の登記をする。
		従たる事務所の所在地	同上 3週間以内	同上
	上 記 以 外	主たる事務所の所在地	解散理由の生じた日から 2週間以内	同上
		従たる事務所の所在地	同上 3週間以内	同上
清 算 結 了 の 登 記	主たる事務所の所在地	清算終了の日から 2週間以内	清算終了の登記をする。	
	従たる事務所の所在地	同上 3週間以内	同上	

(4) 礼拝用建物、礼拝用敷地である旨の登記（法第66条～第69条、第83条）

前記(1)～(3)の登記は、宗教法人として登記を義務付けられたものであるが、このほかに、宗教法人の所有に係る礼拝用の建物及びその敷地は、その旨を登記することで、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産の場合を除くほか、その登記後に生じた私法上の金銭債権のために差し押さえることができない。

なお、礼拝用建物とは、本殿、本堂、会堂等を指し、社務所、庫裏、教職舎等は含まない。

第14 各種証明

1 境内建物及び境内地の証明願

(1) 宗教法人が専ら自己の宗教の用に供する法第3条に定める境内建物及び境内地については、登録免許税は非課税とされている。

非課税の取扱いを受けるための要件は、次のとおりである。

ア 当該不動産が、法第3条に規定する境内建物又は境内地であること。

イ 単に名目だけでなく、使用の実態が専ら当該宗教法人の宗教の用に供されていること。

ウ 特に境内建物にあっては、その建物の90%以上の部分が当該宗教法人の宗教の用に

供されていること。

(2) 登録免許税の非課税の取扱いを受けようとする宗教法人は、証明願（正副2通）に証明手数料（1通につき400円分の群馬県収入証紙）及び添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(3) 知事は、証明願の提出を受けた場合は、書類審査の上、現地調査を行い、専ら宗教の用に供されているどうかを確認したうえで、証明願に証明して交付する。

証明願に関する書類は、次のとおりである。

書 類 名	
1	証明願（様式第66号） ※2通（1通は、申請者に交付する証明書となる。）
2	取得理由書
3	土地、建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） ※境内地は保存登記で前所有者を確認、境内建物は表示登記が必要
4	権利関係を証する書類（寄附証書又は売買契約書等の写し）
5	宗教法人規則に定められた手続きによるもの
	責任役員会議録（写し）
	その他の機関の議事録（写し）又は同意書（写し）
	包括団体の承認書の写し（規則で必要とされている場合のみ）
6	宗教法人法（及び宗教法人規則）に定められた手続きによるもの
	公告確認書
	公告文（法第23条に該当する場合のみ）（様式第67号）（写し）
7	境内建物証明の場合
	建物の配置図及び平面図
	建築確認通知書及び検査済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）
8	境内地証明の場合
	公図
	建物配置図
	農地転用許可書等（写し）（当該土地が農地である場合のみ）
	開発行為に係る許可書等（写し）（開発許可等を受けなければならない場合のみ）
9	案内図
10	現況写真
11	現行の宗教法人規則（写し）
12	法人の登記事項証明書（他所轄庁の宗教法人の場合のみ）
13	その他事実関係を確認するために知事が提出を求める書類

（注）「写し」には、代表役員が原本と相違ないことを証明する旨を記載し、押印する。

2 宗教法人承継証明願

(1) 土地等の登記名義が宗教法人法施行前から存在していた寺院、神社等になっているものを同法に基づく宗教法人名義に登記する場合の資料として、同一の宗教団体である旨の証明を行っている。

(2) 承継証明を受けようとする宗教法人は、証明願（様式第68号～様式第71号）（正副2通）に証明手数料（1通につき400円分の群馬県収入証紙）と添付書類を添えて、知事に提出

するものとする。ただし、国又は地方公共団体が申請する場合には、証明手数料は不要である（証明手数料条例第1条）。

- (3) 知事は、証明願の提出を受けた場合は、書類審査の上、内容が事実と相違ないことを確認したうえで、証明願に証明をして交付する。

第15 各種謄本等の交付

- 1 認証書及び規則は、各宗教法人がその事務所に備え付けなければならない書類であるが、宗教法人がこれらの書類を紛失、棄損等により事務所に備え付けることができなくなった等やむを得ない場合には、宗教法人の管理運営上の便宜を図るため、規則及び認証書の謄本（写し）を交付している。
- 2 各種謄本等の交付を受けようとする宗教法人は、宗教法人規則認証書謄本交付申請書（様式第72号）又は宗教法人規則謄本交付申請書（様式第73号）に代表役員の印鑑証明書（法務局発行）と証明手数料（1通につき400円分の群馬県収入証紙）を添えて、知事に提出するものとする。なお、トラブルを避けるため、代表役員からの申請のみを認め、代表役員本人が来庁できないときは、委任状（代理人に申請の権限を委任したもの）を添付して申請する。
- 3 知事は、謄本交付申請書の提出を受けた場合には、添付書類の確認後、謄本を作成し、交付する。

附 則

この要領は、昭和47年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。